

社会保障審議会 介護保険部会（第124回）	資料 2
令和 7 年 9 月 8 日	

社会保障審議会 介護保険部会（第123回）	資料 7
令和 7 年 7 月 28 日	

介護情報基盤について

目次

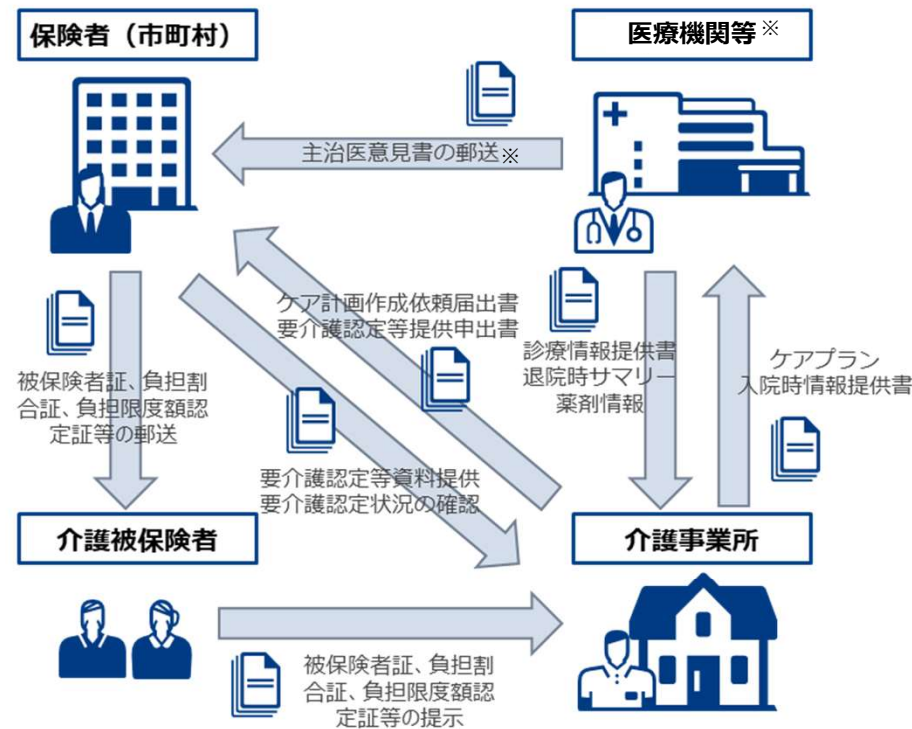
1. 介護被保険者証の事務や運用等の見直しについて(案) . . . 5
2. 災害時における介護情報基盤の利用 7
3. 参考資料 10

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

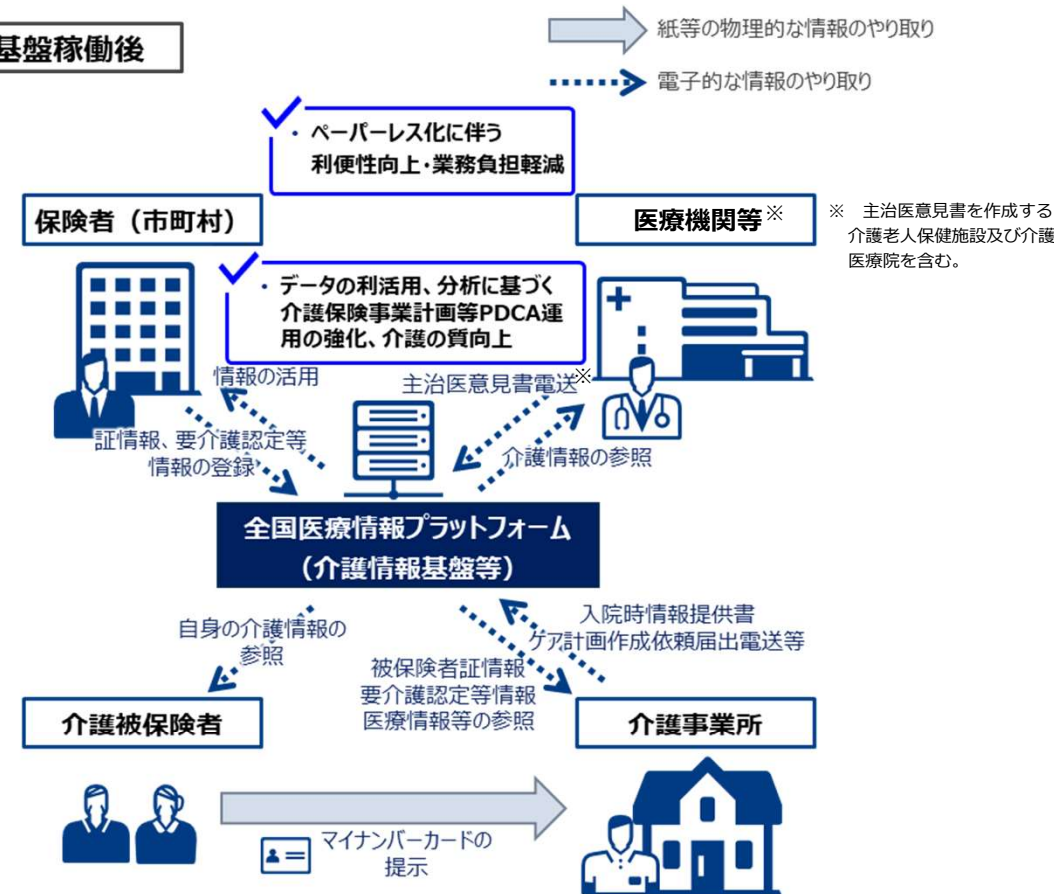
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及び証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】

介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

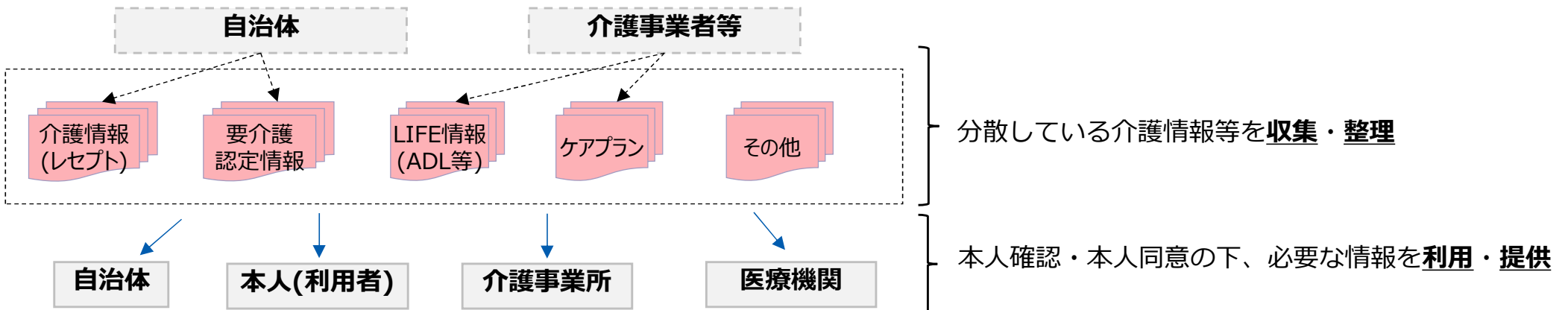
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



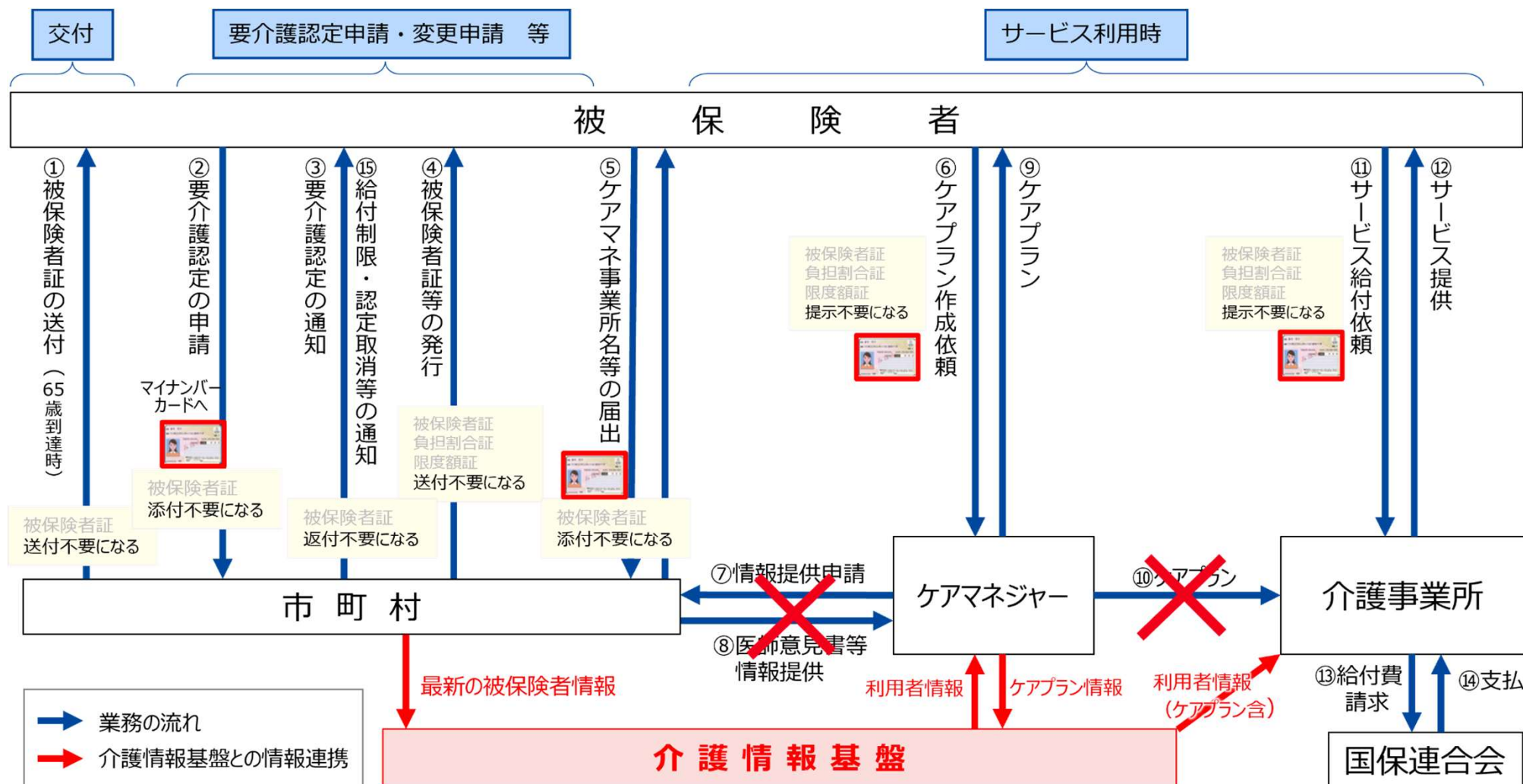
介護保険被保険者証のペーパーレス化の方向性

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

- 介護情報基盤に格納された被保険者の資格情報等を活用することによって、65歳到達時の被保険者証の一斉送付や、要介護認定手続等における送付・記載・返付、サービス利用時における複数の証の提示などをペーパーレス化し、さらなる業務効率化や利便性向上を図る。



出所) 第106回社会保障審議会介護保険部会(資料2) 介護保険被保険者証について 一部改変

介護被保険者証の事務や運用等の見直しについて①（案）

概要

現在構築を進めている介護情報基盤には、被保険者証（負担割合証・負担限度額認定証）に記載されている被保険者番号等の最新情報が登録される。当該情報にアクセスすることにより、**利便性の向上や事務負担の軽減を図る**。あわせて、現行の介護被保険者証に係る事務や運用等の見直しを行い、**事務コストの軽減を図る**。

<介護被保険者証の事務・運用等の見直し>

①介護被保険者証の交付

現在、介護被保険者証については、**65歳到達時に全被保険者に対して交付**しているが、要介護認定申請時に紛失しているケースがある。この点について、**要介護認定申請時に介護被保険者証を交付**する対応に変更してはどうか。

②介護被保険者証に係る事務の取扱い

現在、介護被保険者証に加え、**負担割合証と負担限度額認定証を別途発行**しており、複数の証の管理が必要となっている。この点について、**取扱いの利便性向上等**の観点から、被保険者番号や氏名等、基本的に変更が行われない情報と、要介護度や負担割合、負担限度額等、定期的に変更がありうる情報と分ける方向で整理してはどうか。

定期的に変更がありうる情報については、マイナポータルで最新の情報を確認することが可能となるが、利用できない者もいることから、**定期的に情報を確認できるものを配布**してはどうか。

③サービス利用時の本人確認

現在、介護サービスの利用においては、毎回被保険者証の確認を行うことを必要としている。この点について、初回（介護サービス利用開始時）は被保険者証やマイナンバーカードによる本人確認を必要とする一方、**2回目以降**については、**事業者および利用者の負担軽減を図る**ため、**簡素化することを可能**としてはどうか。

介護被保険者証の事務や運用等の見直しについて②（案）

介護情報基盤に介護保険資格確認等WEBサービスを利用してアクセスする際には、介護被保険者証に加え、マイナンバーカードによる確認も可能とし、事務効率化や利便性向上を図る。

<介護保険資格確認等WEBサービスの利用方法>

初回（介護サービス利用開始時）

	本人確認	介護保険資格確認等WEBサービスの利用
介護被保険者証	被保険者証の確認	被保険者番号等の情報(「保険者番号・被保険者番号」「カナ氏名」「生年月日」「性別」)を 手入力
マイナンバーカード	本人目視+マイナンバーカード読取	読取データから 自動入力

※事前に医療保険のマイナンバーカード保険証の利用登録をしていることが必要

介護保険資格確認等WEBサービスの主な利用メリット

(保険者)

- 市町村への電話や窓口への確認、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報の窓口・郵送での提供不要で**業務負担やコスト軽減**

(事業者)

- 要介護認定の進捗状況等の市町村への問合せや情報提供依頼、窓口・郵送の受取りが不要で**業務効率化**
- サービス提供時の証の確認等に係る**業務負担の軽減**

(利用者)

- 書類等のやりとりが円滑になり、**要介護認定に要する期間短縮**

マイナンバーカードの利用メリット

(事業者)

- PC・スマホ等の読取時に、**簡単で手間が少ない**
- 介護保険資格確認等WEBサービス利用のための手入力不要で**ミスがない**
- 訪問系サービスについて、携行しやすいスマホ等で読取可能なため、**訪問先で利用しやすい**

(利用者)

- マイナポータルにおいて、**自らの最新の介護情報の確認が可能**

災害時における介護情報基盤の活用

- 通常時は、サービス提供をする事業者が、本人のマイナンバーカードをカードリーダーで読み取るか、被保険者証の提示を受けて保険者番号・被保険者番号を含む本人の情報を介護保険資格確認等WEBサービスに入力するかの方法により本人確認を行うことで、介護情報基盤上の情報が閲覧できるようになる。
- 災害時においては、被保険者証等を携帯せずに避難する方がいることが想定されることから、サービス提供をする事業者等による閲覧の必要性が高い場合には、特別措置として、災害の規模等に応じて、**介護事業所の範囲及び期間を限定（※）**して、被保険者証等を紛失等した場合であっても、本人氏名や保険者名等を介護保険資格確認等WEBサービスに入力することで、閲覧を可能とすることが考えられる。
 - ※ 災害救助法が適用されている地域に所在する介護事業所等において、必要最小限の期間のみ閲覧可能とすることなどが想定される。
- 詳細な事務フロー等については、災害時の事務の特性を踏まえ定めていく。



（参考）オンライン資格確認等システムにおける「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）について

オンライン資格確認等システムを導入している被災地域の医療機関・薬局においては、「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）により、患者が被災されマイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧ができます。患者の資格情報の一部として、保険者番号、記号・番号や枝番を確認することもできます。

出典）厚生労働省ウェブサイト オンライン資格確認について「災害時・障害時の対応について」

【参考】介護現場において想定される災害時モードの利用シーン（例）

- ・災害時における介護情報基盤の利活用シーンとしては、以下が想定される。

【シーン1】

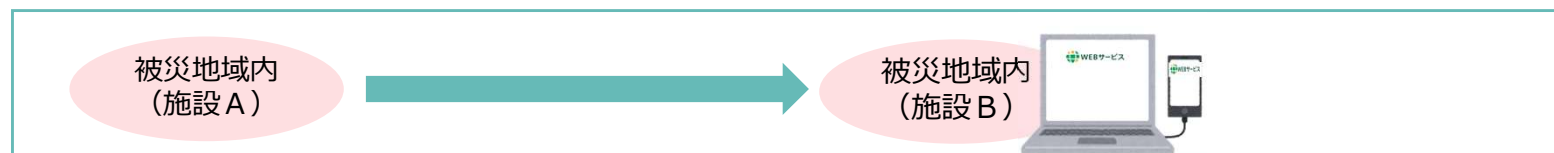
被災地域において介護サービス利用者が1次(or 1.5次・2次)避難先へ避難し、外部からの支援者がご本人の情報を確認し、生活支援や他施設等への紹介を行う場合



【シーン2】

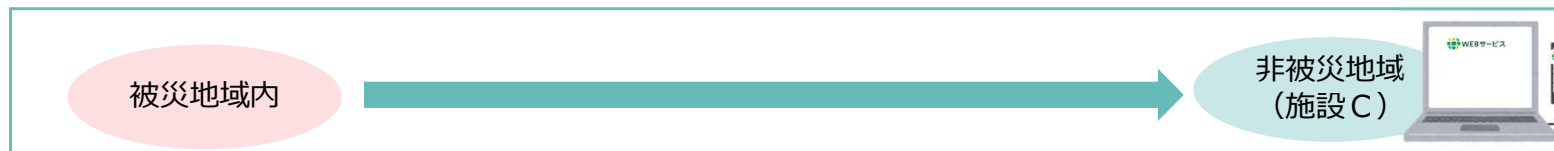
被災地域に所在し、介護サービスを提供する施設Bにおいて、被災による影響が施設運営上問題ない際に、同被災地の被災地域に所在する介護サービスを提供する施設Aから、介護サービス利用者を直接受け入れる場合

※施設Aでは、それまで利用していたPCや資料が破損もしくは紛失している。



【シーン3】

非被災地域に所在する介護サービスを提供する施設Cにおいて、被災地から介護サービス利用者を受け入れる場合



参考資料

介護情報基盤による介護情報の共有範囲（介護情報基盤運用開始後）

★：作成主体 ○：これまで主に情報共有され、今後も介護情報基盤で共有される主体

◎：今後、原則利用者の同意を前提に介護情報基盤で情報共有される主体

情報の種類	様式等	介護情報基盤で情報共有する関係者					
		利用者	市区町村	居宅介護支援事業所（※1）	介護事業所		医療機関
					作成者		作成者
要介護認定情報	①認定調査票		★	◎			
	②主治医意見書		○	◎	★ (※2)		★
	③介護保険被保険者証（要介護度等を含む）	○	★	○	○		○
	④要介護認定申請書	★	○				
請求・ 給付情報	①給付管理票	○	○	★			
	②居宅介護支援介護給付費明細書	(※3)	(※3)				
	③介護給付費請求書						
	④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書						
	⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書	○	○		★		
	⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書	(※3)	(※3)				
	⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書						
	⑧施設サービス等介護給付費明細書						
LIFE情報	①LIFE情報（ADL等）	◎	◎	◎	★	◎	◎
ケアプラン	（1）居宅サービス（2）施設サービス						
	①第1表 居宅サービス計画書(1)⑥第1表 施設サービス計画書(1)						
	②第2表 居宅サービス計画書(2)⑦第2表 施設サービス計画書(2)	○	◎	★	○		◎
	③第3表 週間サービス計画表⑧第3表 週間サービス利用表						
	④第6表 サービス利用票						
住宅改修 費用利用等 の情報	①介護保険住宅改修費用利用情報	◎	★	◎			
	②介護保険福祉用具購入費用利用情報						

※1 介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員を含む。 ※2 主治医意見書を作成する介護老人保健施設及び介護医療院に限る。

※3 すでに必要な関係者には電子的に共有されているため介護情報基盤には格納しないが、活用方法については引き続き検討。

注）点線で区切られたマスは、左側が当該情報を作成した事業所等、右側がそれ以外の事業所等を示す。